

臨時財政対策債の仕組みについて

○ 24年度地方財政計画（国全体）

（総務省がまとめた地方自治体全体の歳入と歳出の見込みです。地方交付税と臨時財政対策債の総額が計算されます。）

歳出 (81.9兆円)	歳入 (81.9兆円)
一般行政経費 31.1兆円	地方交付税 (地方特例交付金含む) 17.6兆円
	(臨時財政対策債) 6.1兆円
	地方債 11.2兆円
給与関係経費 21.0兆円	地方税 33.7兆円
投資的経費 10.9兆円	地方譲与税 2.2兆円
地方債等 (公営企業繰出金含む) 15.7兆円	国庫支出金 11.8兆円
その他 3.2兆円	その他 5.4兆円

国全体の額を
各団体に配分

○ 自治体ごとに行われる地方交付税から臨時財政対策債への振替イメージ図（個別自治体）

（普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差が交付される仕組みですが、臨時財政対策債への振替が行われ、基準財政需要額から臨時財政対策債の額を引いた額と基準財政収入額の差が交付されることになります。）

【①交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源不足額が減少

臨時財政対策債 振替分 856,053千円	財源不足額(振替前) 1,212,103千円
基準財政 需 要 額 11,769,413千円 (一般財源充当)	財源不足額(振替後) 356,050千円
	基準財政 収 入 額 10,557,310千円 (税収等)

左表中の金額は
2011(平成23)年度
の国立市の額

【②不交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源超過額が拡大

財源超過額(振替前)	財源超過額(振替後)	基準財政 収 入 額 (税収等)
	臨時財政対策債 振替分	
	基準財政 需 要 額 (一般財源充当)	

【③臨時財政対策債振替後、不交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源超過となったことにより、
交付団体から不交付団体に転じる（いわゆる「臨財不交付」）

臨時財政対策債 振替分	財源不足額(振替前)	財源超過額(振替後)
基準財政 需 要 額 (一般財源充当)		基準財政 収 入 額 (税収等)

東京都ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2009/07/70j7s301.htm>) をもとに、国立市で一部を変更しています。

基準財政需要額の臨時財政対策債への振替は、2001(平成13)年度より始まりしました。国立市は、

2001(平成13)年度	①	2006(平成18)年度	③
2002(平成14)年度	①	2007(平成19)年度	③
2003(平成15)年度	①	2008(平成20)年度	②
2004(平成16)年度	③	2009(平成21)年度	③
2005(平成17)年度	③	2010(平成22)年度	①
		2011(平成23)年度	①

で推移しています。

地方財政計画で、歳出規模に比べて不足している歳入は、地方交付税と臨時財政対策債により賄われています。地方交付税は国から交付されるもの、臨時財政対策債はそれぞれの自治体が借金をして工面するものです。この仕組みは2001(平成13)年度から始まり、現在も継続した制度となっています。

地方自治体としては、臨時財政対策債分を含めて地方交付税で交付してもらいたいのですが、国の財政状況もあり、それぞれの自治体が臨時財政対策債を発行して工面するこの仕組みとなっています。

臨時財政対策債は地方交付税の代替なので、各自治体の臨時財政対策債の配分は、振替イメージ図のとおりとなります。ここで発行した臨時財政対策債の元利償還金は、将来の地方交付税で交付される（基準財政需要額に算入される）こととなっています。

ただ、交付税総額は現在のところ、予算折衝の動向により左右され、実際に自治体に交付される額も、交付税総額に影響を受けるため、元利償還金がそのまま交付されるものではありません。